

監査報告書

令和 7年 5月 8日

学校法人掛川学園
理事会
評議委員会

御中

監事

山田恭平



監事

山下隼人



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人掛川学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行いました。
監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上